



牧草地等における放射能対策について

【発表の要旨】

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の除染作業について、当市の方針及び対策についてお知らせします。

【発表の内容】

1 経過

4月1日に改正された食品の暫定規制値（肉1kg当たり500ベクレル→100ベクレル）により、牛に与える牧草の暫定許容値も一律に100ベクレル以下となりました。これにより、利用自粛を行っていた宮守町寺沢牧場周辺に加え、市内の牧草地4,880haのほぼ全域であるおよそ4,260haが利用自粛となりました。

これを受けて当市は、3月16日にJAや東南部農業共済組合、岩手県遠野農林振興センターなどの関係機関の代表者を集め「放射性物質による畜産物被害対策連絡会」を開き、対応策を協議してきました。

除染作業を早急に進めるため、除染作業機械の購入や牛舎内糞尿の処理対応、岩手県知事や復興担当大臣への要望活動など一定の取り組みを行ってきました。しかし、除染対象面積が広大であることや、除染作業を自己対応できる農家が少なく外注による対応をせざるを得ないことなどから、長期化が予想されます。

このことから、4月25日に開催した「放射性物質による畜産物被害対策連絡会」では、今後の方針と対応策について、次のとおり確認されました。

2 除染対策についての方針

- ① 5年以内を目標に、優先順位を付け除染作業に取り組む
- ② 県から示された除染対象区域以外を含めた、市内全域を除染対象とする
- ③ 種子は「秋播き」を基本とする

3 具体的な取り組み

① 代替牧草の確保

JAいわて花巻遠野支店が代替牧草を一括確保し、各畜産農家に供給する（放牧利用農家についても同様）。なお、購入費用はJAが立替えし、東京電力に一括請求する。

② 畦畔等の草の処理

4月に市環境課が野焼前後の空間放射線量の調査を行った結果、問題がなかったことから、畦畔等の草については、通年通り野焼き処理を可能とする。

③ 放牧利用農家への対応

希望調査を取りながら、県内で放牧受入可能な牧場を確保する。なお、受入可能頭数に制限があることから、乳用牛を優先する。排泄物については市堆肥センターで処

担当	農林畜産部畜産振興課（菊池） 電話 0198-60-1510
----	-----------------------------------

理し、草地改良に活用する（ただし、利用者搬入を基本とする）。

④平成 23 年産の牧草処理

各農家が保有している平成 23 年産の牧草については、一般廃棄物として取り扱うこととされており、今後国の指示に基づき処理に取り組む。

⑤生育牧草の処理

除染処理までに生育する牧草の処理については、草を刈り取り細かく切断し、除染時に地中に埋める方法が適当であり、そのための機材の購入を検討している。

⑥乗用馬の対応

肉用に供さなければ自粛対象外であることから、除染までの間、荒川牧場及び東種牧場の利用を可能とする。

⑦遠野市原発放射線影響対策本部の設置

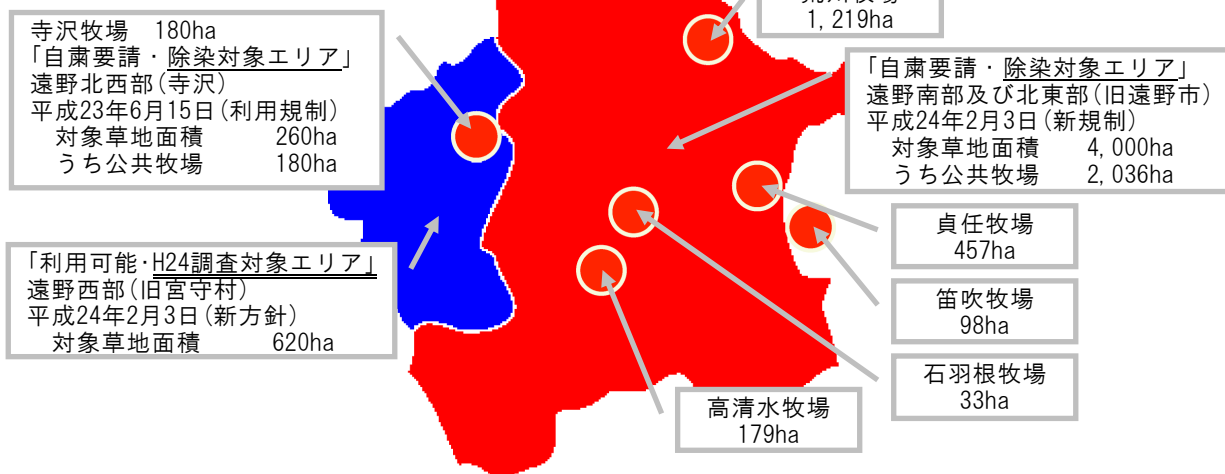
学校や保育園等や農林畜産物の放射線量の測定、風評被害の防止、情報収集など、放射線の影響について必要な対策を的確かつ迅速に進めるため、3 役及び各部長で構成する「遠野市原発放射線影響対策本部」を 4 月 23 日に設置した。

4 今後の予定

5 月 9 日	議員全員協議会・臨時市議会
16～18 日	農家説明会（意向調査及び除染方法の説明など）
6 月上旬	農家説明会（除染作業スケジュールの説明など）
6 月中	作業班の編成、資材及び牧草種の確保など
7 月以降	除染作業スタート

5 参考

【市内除染対象エリア】



エリア	総面積	公共牧場	農家		適用
				うち転作	
南部及び北東部（旧遠野市）	4,000ha	2,036ha	1,964ha	510ha	利用自粛
北西部（寺沢周辺地域）	260ha	180ha	80ha	0ha	
遠野西部（北西部を除く旧宮守村）	620ha	0ha	620ha	90ha	風評対策
合計	4,880ha	2,216ha	2,664ha	600ha	